

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止について【改訂第4版】

1 同居家族が濃厚接触者となった場合

- ① 生徒の同居家族が濃厚接触者である旨を把握した場合は、必ず速やかに学校に知らせる。
- ② 当該生徒について、同居家族が濃厚接触である旨を把握した時点からPCR検査等の結果が出るまで、出席停止とする。その後の出席停止解除については学校医と相談の上、学校長が判断する。
- ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」(本校 HP よりダウンロード可) を再登校の際に担任へ提出する。

2 生徒が濃厚接触者となった場合(同居家族が感染した場合など)

- ① 濃厚接触者である旨を把握した場合は、必ず速やかに学校に知らせる。
- ② 当該生徒について、保健所等の公的機関から指示された期間、出席停止とする。
- ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」を再登校の際に担任へ提出する。

3 感染症に類する症状がある場合

- ① 平熱より 0.5℃以上高い体温もしくは 37.0℃以上の体温(解熱剤服用も含む)や風邪症状、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害、頭痛、胃腸症状(腹痛・嘔吐・下痢)など、感染症に類する症状がある場合は、欠席し自宅で休養する。同居家族に同様の症状がある場合もこれに該当する。
- ② 欠席の場合、保護者から学校へ欠席連絡をする。
 - i) 本人または家族の症状が消失した日を0日として3日経過するまで、出席停止とする。
 - ii) 医療機関を受診・相談もしくは帰国者・接触者相談センターへ相談した場合
→PCR検査を受けず、感染の疑いがないと診断された場合、医療機関や保健所等の公的機関から指示された期間、出席停止とする。
→PCR検査を受けた場合、陰性ならば医療機関や保健所等の公的機関から指示された期間、出席停止とする。陽性の場合は下記4と同様の扱いとする。
- ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」を再登校の際に担任へ提出する。

4 生徒が感染した場合

- ① 感染が確認された場合、必ず速やかに学校に知らせる。
- ② 当該生徒について、診断された日(診断前から欠席していた場合は最終登校日の翌日)から治癒後、公的機関が登校許可するまでの間、出席停止とする。
- ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」を再登校の際に担任へ提出する。
※公的機関の書類が手元にある場合はコピーを添付する

5 基礎疾患(呼吸器疾患・心疾患・糖尿病など)の治療中のため主治医の指示により欠席をする場合

- ① 主治医の指示により欠席する場合は、保護者から学校へ連絡をする。**必要時、診断書を提出する。**
- ② 当該生徒について、主治医に指示された期間、出席停止とする。
- ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」を再登校の際に担任へ提出する。

6 生徒が接触確認アプリ「COCOA」にて接触通知があった場合

- ① 接触通知があった場合は、登校を控え、速やかに学校へ知らせる。
- ② 居住地保健所もしくはアプリサポートセンターに相談し、指示を受ける。
 - i) 公的機関に相談の上、検査の必要性がなく、登校に問題がないと判断された場合は、翌日より登校可能とする。接触通知があった日から公的機関から登校に問題ないと判断された期間、出席停止とする。
 - ii) 公的機関にて検査を受けた場合
 - (ア) 検査結果が陰性かつ接触通知があった前後から検査結果が出るまで無症状である場合、接触通知があった日から公的機関から指示された期間、出席停止とする。
 - (イ) 検査結果が陰性であったが、接触通知があった前後から発熱や風邪症状など、感染症に類する症状がある場合、接触通知があった日から公的機関から指示された期間かつ症状が消失した日を0日として3日経過するまで、出席停止とする。
 - (ウ) 陽性の場合は上記4と同様の扱いとする。
- ③ 「**新型コロナウイルス感染症に関する欠席届**」を再登校の際に担任へ提出する。

※赤字部分に変更